

○総務省令第二十一号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

総務大臣 川端 達夫

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 復興庁が廃止されるまでの間における別表の規定の適用については、同表岩手県の項中

「宮古市宮町一の三の二九」盛岡地方検察庁宮古支部」とあるのは、

「宮古市五月町一の二〇

宮古市宮町一の三の二九

岩手復興局宮古支所

と、

盛岡地方検察庁宮古支部

「釜石市小佐野町三の八の二四—釜石税務署—」とあるのは、

「釜石市新町六の五〇

岩手

釜石市小佐野町三の八の二四

釜石

復興局釜石支所

とする。

税務署

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。